

違法なタダ働きをなくせ 局によっては7割がタダ働き

集配職場は違法なタダ働き労働が激増しています。ある局所のAさんは「勤務時間はあっても、休憩時間をとっていないから無法状態。休憩をとらないでそのまま仕事をしている人もいます。以前では考えられないことが行われている」と言っています。このようにタダ働きによって業務が成り立っている異常な事態です。

ある局の例 「個人任せ」の

勤務時間管理

A局では日勤で休憩時間に入る12時30分以降に帰局する人が7割を超えています。しかも、13時以降に帰局する人が3割、午後の始業時の13時30分近くに帰局する人もいます。

勤務時間	人数
8時出勤の人は12時30分から13時30分まで	12時30分まで
休憩時間です。この時間は賃金が支払われていないことから、当局も休憩時間は	

23春闘アンケートやっています。皆さんのご協力を。

郵政20条裁判の日程

- 12月22日（木）郵政20条集団訴訟
東京地裁510号法廷10時30分
- 12月22日（木）郵政20条追加訴訟
東京地裁709号法廷11時30分



何でこんな状況になっっているのか

とるように周知していません。しかし、実態は勤務時間管理がされておらず「個人任せ」になっていると言わざるを得ません。

書留、赤レターパックを配達しなければならなくなったことにあります。要するに必要な人員を配置していないからです。

この異常なタダ働きを放置するのではなく勤務時間管理を徹底し、勤務時間が守られる職場にしていくべきです。そして、東京支社が言っていたように休憩時間に働いている人がいた場合には賃金措置をするべきです。郵政ユニオンは強く求めておきます。